

平成29年第6回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年6月27日（火）
午後3時00分から午後5時00分
2. 開催場所 西海橋物産館「魚魚の宿」
3. 委員定数 条例定数31人 現委員31人
4. 出席委員（30人）

会 長	1 番	岩崎 信一郎							
会長代理	2 番	麻生 克典							
委 員	3 番	岸本 六郎	4 番	浦口 大輔	5 番	今村 和人			
	6 番	岳野 一敏	7 番	太田 尚臣	8 番	山口 美幸			
	9 番	郡 勝壽	10 番	辻尾 政幸	11 番	松本千代治			
	12 番	竹尾 久人	13 番	高野 和美	14 番	山口 孝生			
	15 番	木本 安仁	16 番	山下 裕史	17 番	内海 輝次			
	18 番	辻山 保美	19 番	辻 良人	20 番	山脇 初良			
	22 番	牛水 司	23 番	宮原 信明	24 番	熊野 三次			
	25 番	朝長 久夫	26 番	山添 満之	27 番	平野 安雄			
	28 番	福田 務	29 番	大久保和博	30 番	井田 初美			
	31 番	田中 初治							
5. 欠席委員（1人）

21 番	澤田 馨
------	------
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第31号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第32号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
 - 議案第33号 非農地通知の対象とするものの決定について報告事項
第7号 農地転用許可不要案件届出について

7. 事務局 事務局長：中村正且 局長補佐：神浦真吾 主査：山口智貴

8. 会議の概要

事務局 只今から平成29年西海市農業委員会第6回総会を開会いたします。本日、21番：澤田委員より欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。

出席委員は在任委員31名中30名で、定足数に達しておりますの

で総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は岩崎会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、22番牛水委員、23番宮原委員にお願いいたします。

それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 説明の前に資料の修正をお願いします。1頁の第6回農業委員会総会次第で「2. 審議事項」議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番7ページを8ページに、2番8ページを9ページにそれぞれ修正をお願いします。詳細は本日配布の1頁になります。それでは説明に入ります。2ページをお願いします。

議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」1番を説明いたします。所在が大島町字高麗バエ、の畑と字太田尾の畑、計2筆・1,361㎡の申請となっております。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「県外在住の譲り渡し人が申請物件について、譲り受け人に対し、所有権移転（売買）の申出があり、譲り受けるもの。」というものです。権利種別は所有権移転「売買」となっています。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっております。

関係資料は3頁から7頁までで、3頁に位置図、4頁に付近状況図を添付しております。譲り受け人の自宅から約900mと約1,500mのところ申請地があり、徒歩で約11分と約19分ぐらいの状況です。5・6頁は字図で、黄色に塗られているところが申請地です。

字図で申請地の所有者名が異なっていますが、H29.5.31に相続登記を行い現時点の所有者は申請人となっています。7頁は現況写真となっています。購入後はブロッコリー・玉ネギ類を栽培したいとのことです。

農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

5番 譲り渡し人は地元出身者ではありますが、40年来離れておりまして、親御さんが亡くなったこともあり農地について整理したいということで相談がありました。申請地の一つは譲り受け人が農業振興公社を通じて借り受けておられた関係で打診したところ、快諾していただき今回の手続きになりました。譲り受け人については利用権設定等で総会でも名前が挙がっており、聞き覚えがあると思いますが、大島地区においては路地野菜をかなり手広く栽培しており、経営的にも安定しているようで何ら問題はないと思いますのでご審議方よろしくお願いします。

議長 ただ今議案第29号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請」については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

1番・2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」1番・2番を説明します。資料は8・9頁です。1番は所在地が西海町横瀬郷字辻尾畑1筆、面積・447㎡で利用状況は不耕作となっています。「2番」の所在地も横瀬郷字辻尾畑1筆、面積・408㎡で利用状況

は不耕作となっています。それぞれの申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は土地所有者、その他家族が高齢となり、農業に従事できずに耕作放棄地となっており、今後耕作予定もないためとなっています。本件は譲り渡し人・譲り受け人・事業内容が同じになっていますが、資金調達（融資機関）が異なることから別々に申請書を作成・提出となっています。権利種別はそれぞれ所有権移転「売買」となっています。

添付資料は、10頁から22頁までです。10頁に位置図、11頁に付近状況図、12頁に字図、13頁に航空写真を共通資料として添付し、14頁に現況写真、15頁に被害防除計画書、16・17頁に土地利用計画図を1番の事業分として、18頁に現況写真、19頁に被害防除計画書、20・21頁に土地利用計画図を2番の事業分として、22頁に架台の図面を「共通分」として添付しています。なお、申請地1番と申請地2番の間には平成28年7月総会で審議した案件の住宅が完成しています。それぞれの敷地に太陽光ソーラーパネル128枚、パワーコンディショナー4台を設置し、低圧22kwの太陽光発電設備をそれぞれ設置する計画となっています。それぞれの申請地の造成計画の内容ですが、ほぼ現状のまま利用するため周囲に悪影響を及ぼす可能性はない。周辺が住宅地で整備されているため防草シートを利用し、水路の方に流れるよう改良をする。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、設置物の高さを1.5m程度とし、角度を10度で民家に向かないように配置する。排水計画ですが、雨水排水は、自然流下で道路側溝へ放流となっています。

農地区分について、申請地は1番・2番ともに宅地や道路に囲まれ、農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますのでそれぞれ、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

10番 譲渡人は高齢で管理が出来ないことなどから、手放すこととなったとのことでした。業者とも話をしましたが、被害防除についても問題がないように実施するということでした。隣接の住宅の方にも排水計画等説明はしており、問題はないものと考えます。よろしくご審議ください。

議長 ただ今議案第30号の1番・2番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

- 議 長 私からいいですか。
隣接の住宅の方は何かありませんでしたか。
- 10番 説明はされておりました、被害防除計画に基づいて実施してくれれば問題はないとのことでした。
- 議 長 わかりました。
ほかに意見等ありませんか。
《なしの声あり》
- 議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》
- 議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番・2番については、申請どおりで許可相当とすることに決定いたします。
- 議 長 次に議案第31号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは23頁、議案第31号「農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。
24頁は農地利用集積計画集計表です。合意解約・田1筆・1,812㎡、畑2筆・2,304㎡、計3筆・4,116㎡と、「使用貸借権・賃貸借権設定」（県公社借入分）の賃貸借「10年」のもの2件・2筆・8,986㎡と賃貸借の「5年」のもの2件・2筆・4,131㎡の計4筆・13,117㎡が計上されています。25頁は合意解約3筆の詳細を掲載しており、中間管理機構へ移行するものと、3条申請に伴うものとなっています。26頁は県公社借入「10年」のもの「賃貸借」2件・2筆・8,986㎡と「5年」のもの「賃貸借」2件・2筆・4,131㎡の計4件・4筆・13,117㎡の詳細となっています。ここで資料の修正をお願いします。以下余白の欄の下に「(2)・(4)は期間5年 H29.8.10～H39.8.9」と記載していますが、終期を誤っています。終期を「H34.8.9」に修正してください。詳細に

つきましては本日配布資料「2頁」を参照ください。各筆の地番・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。農業経営基盤強化法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

事務局からの説明は以上です。

議長 　ただ今、議案第31号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 　ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 　「異議なし」と認めます。
よって、議案第31号「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり決定いたします。

議長 　次に議案第32号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたしますが、議案中、9番委員の申出に係る事案が含まれていますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。審議終了後に入室・着席していただきます。

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 　議案第32号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画に関する意見について」農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により、意見を求められたので、判断を求めるとなっています。資料は28頁から32頁です。先ほど26頁で出ました県公社の借り入れ分の土地・4筆がそのままここに計上されています。ここで資料の修正をお願いします。以下余白の欄の下に「(2)・(4)は期間5年 H29.8.10～H39.8.9」と記載していますが、終期を誤っています。終期を「H34.8.9」に修正してください。詳細につきましては本日配布資料「3頁」を参照ください。県農業振興公社から「2者」に対し計2筆・8,986㎡の「賃貸借」「10年」のものと、「2者」に対し計2筆・4,131㎡の「賃貸借」「5年」のもの、計4者・4筆・13,117㎡の農用地利用配分計画(案)の詳細が28頁に計上されています。29頁から32頁にかけて、4者の借り手の経営状況を添付しています。各筆の地番・面積・賃貸借等の詳細につきましては議案書を参照ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3において特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

1 9 番 申請者は J A の関連会社で、主に養豚業を経営しております。今年度から和牛の繁殖を拡大して行くということで、牧草地として中間管理機構を通じて借り受けるというものであります。よろしく申し上げます。

1 8 番 申請者は会社定年後、農業を頑張っておられます。みかん、水稻を主に栽培しておりましたが、路地野菜で規模拡大を図りたいという事から今回の申請となっております。特段問題はないと思いますのでよろしく申し上げます。

1 9 番 申請者は若く、そして有望な担い手であります。農業経営も熱心な方ですので問題はないと思います。宜しく申し上げます。

1 1 番 水稻を栽培したいということでの申請であります。自宅に近く、管理もしやすいと思われれます。荒廃化も防止されますので何ら問題はないと思います。よろしくご審議ください。

議 長 ただ今、議案第 3 2 号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 3 2 号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」につきましても、原案どおり配分することで「意見なし」といたします。

議 長 9 番委員着席をお願いします。

議 長 次に議案第 3 3 号「非農地通知の対象とするものの決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料は 3 3 頁をお願いします。議案第 3 3 号「非農地通知の対象とするものの決定について」説明をいたします。今回は 5 1 筆・3 5, 6 4 0. 8 8 m²について、審議を頂きたいと思っております。申請者

の方は8件の方となっています。住所や所有者の詳細につきましては議案書記載のとおりです。ここで資料の修正をお願いします。24頁の23番から26番の4筆につきまして、「雪浦幸好物郷」と誤って表示しています。「雪浦幸好物郷」にそれぞれ修正をお願いします。35頁の43番の小字名「廣木頭」を「廣木平」に修正をお願いします。詳細につきましては本日配布資料「4頁」・「5頁」を参照ください。

説明に入ります。1件目は1番の1筆で、資料は36頁から40頁です。所有者は西彼町鳥加郷の方です。36頁に位置図、37頁に付近近況図、38頁に字図、39頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂り山林化しており、耕作地へ行くことも困難な状態で現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。40頁が対象地の現況写真です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

2件目は2番から10番の9筆で資料は41頁から53頁です。所有者は西彼町亀浦郷の方です。41頁に位置図、42から44頁に付近近況図、45から48頁に字図、49から51頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。申請地6番から10番は筆界未定地となっており、それぞれ申請箇所の特定は出来ませんが、範囲内すべてが、雑木が茂って山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。52・53頁が対象地の現況写真です

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

3件目は11番から22番の12筆で資料は54頁から69頁です。所有者は愛知県安城市の方で、大島町の出身の方です。54頁に位置図、55頁に付近近況図、56から61頁に字図、62から65頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。字図で申請地の所有者名が異なっていますが、農地法第3条の規定による許可申請で説明したとおり、H29.5.31に相続登記を行い現時点の所有者は申請人となっています。現場のほうですが、耕作放棄により原野化、雑木が茂って山林化した土地となっており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。66から69頁が対象地の現況写真です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

4件目は23番から26番の4筆で資料は70頁から74頁です。所有者は大瀬戸町雪浦幸好物郷の方です。70頁に位置図、71頁に付

近況図、72頁に字図、73頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。耕作放棄により原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。74頁が対象地の現況写真です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議 長 それでは1番について補足説明を担当委員お願いします。

11番 写真を見ていただければ分かるように、長年耕作されていないと言うことで、道もなく山林化しております。非農地の対象として問題はないと思いますので宜しくご審議ください。

議 長 次に2番から10番について説明をお願いします。

4番 申出者の親御さんが農業をされなくなって30年くらい耕作していない状況でしたが、申し出者が退職してから5年くらいなりますが水稻は作付けをしているようです。ただし、山林化している農地については復元は出来ないことから今回の申し出になったと言うことでした。現場については分け入ることができませんでした。航空写真で見ると山林化していることは確認でき、支障はないものと判断しますのでよろしくをお願いします。

議 長 次に11番から22番について説明をお願いします。

5番 申し出者は市外に居住しており、今後も農業をする事もないとの事から、山林化して農地として復元が困難な農地について非農地として判断する事に何ら問題はないものと判断いたします。

議 長 次に23番から26番について説明をお願いします。

2番 航空写真で見ると復元可能のように見えますが、実際はかなり荒れておりまして、特にこの地は高齢者集落でありまして、後継者、担い手がない現状であります。忍びない思いもいたしますが非農地判断も致し方ないと思われれます。よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第33号の1番から26番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

7番 非農地判断において、たとえば66項のようにB判定であっても現

地は何とか出来そうな感じがするような場合、持ち主がその意思がないということで非農地判断として如何かと思うところもありますがその辺については。

5 番 確かに航空写真で見る限りできそうな感じに見えますが、実際は破竹が生息して見栄えの点から伐採しております。綺麗に見えますが根が張っておりまして機械をもってしても復元困難な状態と判断した次第です。

事務局 利用状況調査でB判定の農地については、非農地判断の対象としております。

28番 過去に基盤整備をした農地などは非農地判断の対象にする事は困難ではないかと思いますが。

事務局 基盤整備事業を実施したところについては、ケースによって確認をしておりますが、本件は国事業で草地開発をした案件であり、その場合は8年経過すれば補助金の返還は生じないということを確認しております。本来であればB判定農地についてはスピード感を持って非農地処理をする事となっております。

議 長 ほかにご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第33号「非農地通知の対象とするものの決定について」についての1番から26番については、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 次に27番から51番について議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 5件目は27番から47番の21筆で資料は75頁から98頁です。所有者は西彼町風早の方です。75頁に位置図、76から79頁に付近近況図、80から86頁に字図、87から94頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部

分が申請地となっています。現場のほうですが、耕作放棄により原野化、雑木が茂って山林化した土地となっており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。46・47番は無人島に所在しており、申請者は船舶の所有もなく肥培管理不能な状況です。95から99頁が対象地の現況写真です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

6件目は48・49番の2筆で資料は99頁から103頁です。所有者は西海町七釜郷の方です。99頁に位置図、100項に付近近況図、101頁に字図、102頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、耕作放棄により原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。103頁が対象地の現況写真です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

7件目は50番の1筆で資料は104頁から108頁です。所有者は滋賀県守山町の方で西海町横瀬郷の出身の方です。104頁に位置図、105頁に付近近況図、106項に字図、107頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、耕作放棄により原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。108頁が対象地の現況写真です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

8件目は51番の1筆で資料は109頁から113頁です。所有者は大瀬戸町多以良内郷の方です。109頁に位置図、110頁に付近近況図、111項に字図、112頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、耕作放棄により原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。113頁が対象地の現況写真です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議長 それでは27番から47番について補足説明を担当委員お願いします。

6番 申請地のうち私の担当は3筆です。航空写真で見て取れるように山林化しており、現地においても復元は困難な状況です。地権者も農地

として管理する事はないということでしたので非農地対象として問題はないと判断しました。よろしくをお願いします。

5 番 残りの農地について、同じくほとんどが山林化しております。一部畑に隣接したところがありますが、長く耕作されていない農地、耕作道がなく分け入ることが出来ないところもあり農地として復元は困難と思います。また、無人島の農地ですが、大村湾の中で唯一つ灯台を有している島でありまして、船で約10分のところに所在しております。農地は原野化もしておりますが申請者は船舶の所有もなく肥培管理不能な状況で、船で渡るにしても所有している法人の許可がなければ上陸は出来ないこと等考慮すると農地として復元する事は困難と思います。よろしくをお願いします。

議 長 次に48番から49番について説明をお願いします。

19番 申請地周辺を含め水田があったものと思われませんが、耕作しているところは見つかりません。現状は蒲の穂が生息しており、また、大潮の時は潮が上がってくるところでもあります。農地として復元することは困難と思いますのでよろしくご審議ください。

議 長 次に50番について説明をお願いします。

10番 現地は航空写真で見て分かるように原野化しております。申請者も農業をやめて30年以上経過しており、今後耕作をするという意志もないということでした。よろしくご審議ください。

議 長 次に51番について説明をお願いします。

25番 申請者は高齢で後継者もないということでした。現地は原野化しており、一部復元可能に見える部分もありますが勾配がきつく農地としては不適として見てまいりました。よろしくご審議ください。

議 長 ただ今、議案第33号の27番から51番について説明がありました。

これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第33号「非農地通知の対象とすることの決定について」の27番から51番については、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議長 次に報告事項に入ります。事務局よりお願いします。

事務局 報告事項の説明を行います。資料は114ページをお願いします。平成29年6月受付 農地転用不要許可案件届出について説明をいたします。西彼町大串郷における農業関連施設の整備工事の分となります。申請地は西彼町大串郷字立岩の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請者は土地保有者で大串郷の方です。工期は平成29年7月24日から10月31日を予定し、農業用倉庫・鉄骨平屋の88.36㎡を建築し、11月1日に供用開始を予定しています。

関係資料は115頁から121頁までで、115頁に位置図、112頁に付近近況図、117頁に字図、118頁に現況写真を添付しています。119頁に被害防除計画書、120頁に平面・立面図、121頁に配置図を添付しています。119頁に戻り、申請地の造成計画内容ですが、盛土を行う最高1.0m・最低0m、被害防除措置として土留め工事を行う。被害の発生の恐れがない理由として、隣接農地は自己所有地のため被害をおよぼす恐れがない。日照、通風、耕作等への影響については、隣接農地は自己所有地のため、問題は生じない。排水計画については雨水を水路放流する。放流先は道路側溝となっています。平面図に流し台の記載がありますが、水道設備の設置はないので汚水・生活雑排水は発生しないとのことです。事務局からの説明は以上です。

議長 ただ今事務局から報告事項について説明がありました。何か意見等ありませんか。

ないようでしたら、ただ今報告説明があったとおり届出について承認することといたします。

議長 以上をもちまして本日の議案審議は全て終了いたしました。
皆さんのほうから何かありませんか。

議長 ないようでしたらこれで終了いたしますが、次回は新体制での初総会となります。初総会は市長が招集するようになっておりますので本日はこれまでといたします。

なお、皆さんご承知のとおり7月19日までは農業委員としての任期がありますので、最後まで任務を全うしていただきますようお願い

いたしまして終了したいと思います。

これもちまして平成29年西海市農業委員会第6回総会を閉会
いたします。お疲れ様でした。